

宇都宮市立上河内図書館 清掃業務仕様書

1 目的

図書館の環境を衛生的かつ良好に維持するとともに、来館者に心のやすらぎを与えるよう図書館の管理をすることを目的とする。

2 清掃業務の範囲（対象）

- (1) 所在地 宇都宮市中里町182番地1
- (2) 施設名 宇都宮市立上河内図書館
- (3) 規模 鉄骨造2階建て 延床面積 1,000.06㎡

3 業務内容

委託業務は次のとおりとし、別に定める「作業基準書」に基づき遂行すること。

清掃業務

ア 日常清掃業務は、別に定める業務を行うこと。原則毎週火・木・土曜日に行うこととし、当該日が休館日にあたる場合は、翌日に行うこと。

なお、トイレ清掃は、開館日の毎日行うこと。

イ 特別清掃業務は、別に定める業務を一定の期間を置いて行うこと。

4 作業員及び作業時間

(1) 作業員は、次のとおりとする。

ア 日常清掃業務遂行のため、支障のない人員を配置すること。

イ 特別清掃業務遂行のため、その都度必要な作業員を配置すること。

(2) 業務の作業時間は、次のとおりとする。

ア 日常清掃業務の実施時間は、午前9時から午後0時とし、その時間内に行うこと。

イ 特別清掃業務は、図書館職員の指示に従い、図書館の利用状況に応じて行うこと。

ウ ア及びイで不可能な清掃は、委託者の許可を得て行うこと。

5 業務

清掃業務

ア 日常清掃

清掃方法	清 掃 内 容
床清掃 (トイレ以外) 週3回	動かし得る備品は移動して、塵埃をまき散らすことのないよう丁寧に清掃すること。(掃除機, モップ)
床清掃(トイレ) 開館日の毎日	モップ清掃。(乾式床)
消耗品補充	トイレトペーパー, 手洗い用洗剤の補充
汚物処理	トイレ及び洗面所の汚物は, 指定の場所へ搬出し, 容器は, 洗剤等で汚れを除去すること。

イ 特別清掃

床洗浄ワックス 仕上げ(年2回)	<p>① 床面をドライバキューム又はダストモップにより清掃する。</p> <p>② 面の汚れにより, 適性洗剤を用いて自動ポリッシャー洗浄機にて吸い取り, 水拭きで汚水を完全に拭き取り, 良く乾燥させる。</p> <p>③ ワックスを塗布し乾燥させる。状況に応じ, 2~3回重ね塗りをして仕上げる。</p> <p>④ ワックスを塗布した後, 扇風機により乾かす。</p> <p>※ 床面のワックスが乾燥するまでは, 歩行を避け, 物品等を置かない。</p>
窓ガラス清掃 (年2回)	<p>① 足場・はしごを使用し安全に気をつけ, 窓ガラス全面に適性洗剤を塗り, 汚れを落とす。</p> <p>② ガラススクイージー又は, カッターを用いて洗剤の拭き取りをしながら仕上げる。</p> <p>余分な水分を完全にふきとる。</p>

明 細	面 積 単 位 : m ²
① 床清掃 ウレタン	2 1
② // 塩ビシート	6 2
③ // フローリング	5 3 3
④ // モザイクタイル	4 4
⑤ // カーペット	2 5 6
⑥ 窓ガラス清掃	8 6 4. 1

6 作業報告書の提出

受託者は、該当月の翌月 5 日までに作業報告書を提出すること。

7 調査の実施

委託者は、業務の処理状況について随時に調査し、もしくは必要な報告を求め、またはその処理について必要な指示をすることができる。

8 検査の実施

受託者は、特別清掃業務が終了した後、委託者の検査を受けること。この場合、委託者は、実施した業務が仕様書及び作業基準書に適合しないと認められた場合は、その業務の手直しを命ずることができる。

9 経費の負担

業務に使用する物品、機器及び消耗品等は、受託者の負担とする。

10 損害の補償及び免責事項

損害の補償及び免責事項は、次のとおりとすること。

(1) 損害の補償事項

ア 業務時間中に、作業員の責任において発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む。)については、受託者が補償すること。

イ 業務時間中に作業員が被った損害については、受託者が補償すること。

(2) 免責事項

ア 委託者の瑕疵によるもの。

イ 天災地変その他不可抗力によるもの。

11 委託業務遂行上の留意事項

委託業務の遂行にあたっては、次の事項に十分に留意すること。

(1) 本書に定めのない事項であっても、委託者が建物管理上又は美観上必要と認めた作業については、誠意をもって実施すること。

(2) 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたること。

(3) 職務上知り得た事項を他にもらさないこと。

(4) 宇都宮市立上河内図書館及び敷地内での収得があった場合は、委託者の責任者へ届けること。

(5) 委託者が適当でないと認めた作業員は、使用しないこと。